

時 間 帯 B 契 約

(選 択 約 款)

2026 年 7 月 1 日実施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	3
6. 料 金	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の変更または解消	3
9. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	3
10. 本支管工事費の精算	4
11. 緊急時調整時の措置	4
12. その他	4

1. 目 的

この選択約款は、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心に使用者の負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1)「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の1年間の合計量をいいます。
- (4)「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「最大需要期」とは、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの3か月間をいいます。
- (7)「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9)「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (14)「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が次のとおりであること。

区 分	契約最大使用量
46 マガジュール地区	9 立方メートル以上

- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の 500 倍（小数点以下切捨て）以上であること。

- (3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

区 分	契約月平均使用量
46 マガジュール地区	700 立方メートル以上

- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。

- (5) 契約年間負荷率が 75 パーセント以上であること。

- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別 B 契約第一種を当社と契約していただきます。

- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

① 契約最大使用量

② 契約昼間使用量

③ 契約夜間使用量

④ 契約年間使用量

⑤ 契約年間引取量

⑥ 契約月平均使用量

⑦ 契約月別使用量

- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日（以下「ガスの使用開始日」といいます。）から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。

- (4) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 使用量の算定

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器体は当社負担とし、取付関係工事費は使用者負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障の場合には、当社と使用者の協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

6. 料 金

(1) 当社は、時間帯別B契約第一種には別表の料金表1を適用し、一般ガス供給約款の定める計算方法を適用した早収料金または遅収料金を算定いたします。

(2) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(1)にもとづく1か月あたりの基本料金全額、従量料金に準じて算定いたします。

7. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の業務履行を相手方に保証するものいたします。

8. 契約の変更または解消

当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合および9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとする。

9. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、8の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解消} \\ \text{補償料} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

(2) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{解消補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{解消日の} \\ \text{翌月から} \\ \text{前契約終} \\ \text{了月まで} \\ \text{の残存月} \\ \text{数} \end{array} \right]$$

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、8の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(3) \quad \begin{array}{l} \text{昼間基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{昼間基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

$$(4) \quad \begin{array}{l} \text{夜間基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{夜間基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約夜間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

実施の期日

本選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。
- ① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- ② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または6の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表1（時間帯別B契約第一種）（消費税を含みます。）

(1) 基本料金(甲) 46 ㏲ｼﾞｭｰﾙ

① 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 7 0 0 0 . 0 0 円
--------------------	-------------------

② 流量基本料金単価

46 ㏲ｼﾞｭｰﾙ	1 立方メートルにつき	8 7 3 . 3 5 円
-----------	-------------	---------------

(2) 基本料金(乙)

① 昼間基本料金単価

46 ㏲ｼﾞｭｰﾙ	1 立方メートルにつき	6 . 7 3 円
-----------	-------------	-----------

② 夜間基本料金

46 ㏲ｼﾞｭｰﾙ	1 立方メートルにつき	2 . 7 8 円
-----------	-------------	-----------

(3) 基準単位料金

46 ㏲ｼﾞｭｰﾙ	1 立方メートルにつき	8 4 . 7 7 円
-----------	-------------	-------------